中小病院等看護職員確保支援事業について

１　目的

　病床数200床未満の中小病院及び指定訪問看護事業を行う事業所が支給する就職支度金の一部を補助することにより、若手看護職員の中小病院への就業を誘導し、その定着を図る。

２　実施主体

　　医療法第７条の規定に基づき許可を受けた中小病院の開設者及び介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所の開設者

３　補助対象事業

中小病院の開設者及び指定訪問看護事業を行う事業所の開設者が、次に掲げる要件を満たしている者を採用し、常勤雇用する看護職員に支給した就職支度金に対して行うものとする。

ただし、県内の他病院等からの転職（未就業期間が30日未満のもの）、同一法人内での異動及び公務員に支給するものを除く。

ア　満年齢が採用日時点で40歳未満であること。

イ　採用日から対象施設において２年間継続して看護師等の業務に従事する見込みであること。

ウ　採用者が過去に山口県看護師等修学資金の貸与を受けている場合は、採用日までに貸付金が全額返還免除又は完済していること。

４　募集枠

　　２０名

５　交付額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に補助率１／２を乗じて得た額

（１）基準額

採用した看護職員１人当たり　４００，０００円

（２）対象経費

　　　中小病院及び指定訪問看護事業を行う事業所が支給する就職支度金

６　補助金の返還

採用後２年経過までの間に採用者が離職した場合

７　予算額

　　4,316千円